



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 15 60 1 2 3 4 5

始
←

法隆寺大鏡第卅四集挿圖解說

第六、第九、食堂

正而背而特國天高三尺二寸四分及顙面增長天高三尺三寸八分及顙面
正而背而廣日天高三尺三寸及顙面多開天高三尺五寸七分正而側面
背而顙面

天平年間の流記資財牒等に墨と稱し、普通には塑又は塗と呼び做せ
る一種の造像法は、之を支那より傳へたること明かなれども、そが
果して彼地にありて何の時代に創造せられたるかは文献の徵證すべ
きものなし。只之を今日に遺存する實物に就きて精細に考覈すれば
之を唐初の創技と見ざるべからず。我邦佛教彫刻の歴史を案するに、
飛鳥時代の彫刻は支那六朝末の影響を蒙りたるものにして其今日に
残存する者の大多數は金銅佛なり、こは六朝の彫刻が職として金銅
佛及び石佛に重きを置きしに由るものなり。而して我が造品中に石
佛の存在せざるは一奇なるの觀あれどもこは彫刻に適當なる石材の
我に缺乏せしによるべきが如し。次の時代即ち普通に奈良時代前期
と稱する天智帝の御代頃より元明帝の御代の前後迄の時代の彫刻
は支那初唐の影響を蒙りたるものにして、著しく様式手法等に變化
を來し、且鑄造技術は愈々精妙を極めて、世界に誇るべき藥師寺の三
尊の如き傑作を遺すに至れりと雖も、其數は漸く減退するの傾向を
示したり。而して茲に塗土の技術興りて盛んに塗即ち塑像を作り、
時代の特技として木邦彫刻界に一異彩を放つに至れり。更に降りて
奈良時代若くは其後期に入りては、支那盛唐の藝術に萎傾して鑄造
の法、塗土の術共に愈々精巧を極め特に木彫の技に至りては一層その

其妙域に達し、前代後世ともに比類を絶するの觀ありき。而して又此時代には夾紵即ち普通に乾漆と稱する新造像法現はれて幾多の名作を遺し、是れ亦時代の特技と稱せらるゝに至れり。之を要するに泥塑の造像法は、支那唐初の創技なるべく、又之を我邦に傳へたるは實に奈良時代前期にして前の時代の鑄造と後の時代の夾紵及び木形と對して之を此時代の特色と謂はんと欲す。抑も壇は其材料の性質より論すればこれが永保に懸念ありとせらるゝものなれども、造像の技能を發揮するには實に最好の方法にして、肉の豐瘦に對しては加減自在を得べく、線の直曲亦意の儘に接排し得べし。されば作家一度これに成功せば以て銅に移すべく、以て木に寫すべく、又以て夾紵を製すべかりしや論なきが故に、これが當代一般の彫刻に影響せる効果の如何に大なりしかば蓋し想像するに難からざるなり。宣べなるかな、此技術の始めて我邦に傳はるやその修習熟練の進歩に伴ひて各種の彫刻に目覺しき發達を促し、之鑄造、木形、夾紵等の幾多世界に誇示すべき名作は簇々として南部の諸伽藍を飾るに至れり。本集收むる所の壇、四天王立像紙數の都合ありて多は食堂の尊像なり。本尊は藥師如來倚像にして其左右に梵天王、旁釋天主列び立てり。皆おなじく壇なり。今之を虔拜するに國土護持の東方天王、威徳善根悉皆增長の南方天王、種々語言を作る其日の廣大なる西方天王、及び福德の名四方に聞ゆる北方天王の威容は寫し得て些の遺憾なし。天部神將の壇には他にも名作甚しつせず、東大寺戒壇院の四天王、同寺三月堂の執金剛神、および新藥師寺の十二神將は其の尤なる者なり、孰れも奈良時代の製作にかかり、世に聞えたる傑作にして、

技巧の精彩寫生の妙趣固より稱美に値するものなりと雖も、聊か委勢の誇張に過ぎたる所ありて、この四天の崇高健剛なるに及ばざるものあるに限たり。若し夫れ之が製作の年代を索ねれば法隆寺伽藍本尊寶目錄の食堂の項には本尊藥師如來、四天王、各天竺漢土日本の土を以て島佛師作なりと記し、別に又寺傳ありて蘇我馬子作と稱すれども、これに飛鳥時代の様式手法の存せざるは固より論外にして、深く考察するの要なく、唯此傳來によりてこの像が如何に往古より重視せられしかを見る足以足れりとすべし。然れども之を戒壇院の四天王に比すれば様式手法共に簡潔にして、一段の古調を存し、姿態に誇張の弊なく、神氣充實し、風半凜としてあたりを拂ふの概あるなど亦天平の作風に同じからざる所あり。全體に濃厚なる色彩を傳け諸種の文様を施したる様は三月堂の執金剛に似たれども、稍闊闊厚重の趣ありて、彼れが如き鮮麗輕妙の致なく、且つ其木製の岩臺は一見三月堂の夾縫四天王の岩臺に類すれども彼れが如く寫生的ならずして、寧ろ金堂の木形四天王の岩臺の倣を存す。案ふにこは五重塔肆面具の群像と略々製作年代を同じうするものにして、崇美雄渾を特色とする奈良時代前期の貴き遺品と見ざるべからず。試に之を次に出せる乾闥婆王と相照らし見るも、紋様青面虎手法等に一致の點少からず。仔細に之を鑒賞せば蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん。

第十、十一、五重塔肆乾闥婆王坐像

及侍者坐像

乾闥婆王高一尺三寸二分 侍者高一尺一寸

五重塔肆面具群像中に名作多きは既に掲載を経たり。本集收むる所の此二侍者も亦其名作中のものなり。無名の侍者の四面具中何れの群像に属するものなるかは之を詳かにせずと雖も、乾闥婆王は法數に梵語乾闥婆此言菩薩陰耶身也、不敬酒肉唯香資陰故名菩薩陰天主藥神、在須彌山南金剛窟住、天主欲作樂時上天也とあれば塔本北方涅槃像土中の侍者なるべし。その姿態の崇美なる、表情の生氣ある、衣紋頭髮の寫生的なる、傳彩の溫雅なる等一々殊勝ならぬは無く、實に肖像として上乘の作と謂ふべし。而してこれが和銅四年の製作にかかること天平の流記に明徴あるを思はゞ誰か千二百餘歳のいにしへに斯の如き神妙なる造像技能の存在せるに感歎せざるものあらんや。況んや亦此座土の法の信も此時代に當りて我邦に傳はりし最新藝術なるにかゝはらず、其進歩の跡のしかく顯著なるものありしを想ふに於てをや。當代に於ける此種の遺作が類を盡くして悉く吾が法隆寺に歸存するの事實に至りては更に益々驚歎を禁ずる能はざる所なり。

第十二、第十九、法隆寺文書

下卷は二種の文書より成る、一は延久六年二月十三日平群郡字古麻田の地の賣券にして、僧長深が先祖相傳の作手田なりしを、絹肆拾伍疋の値にて、僧澄子に譲渡せるものなり、奥に法隆寺の所司たる上座寺主都羅那師等五人の連署ありて、賣渡の事實を證し、船寺倉印を加へたり、二は法隆寺に於て毎年太宰の聖靈會を修するに當り、左右兩座の樂人に供する酒飯賛應の料、候かならざるを以て、樂人等精勤事に臨まざるを重懼とし、寺僧林覺澄千等古麻田の地三

聖靈會主事一九三〇年正月廿四日

主事の答辭

段の收得を擧げて、其費途に充てんと企てしかど、事成るに及ばずして逝去せるに由り、一は以て其素懷を遂げしめ、一は以て聖靈會の興隆に資せんとの主意にて、天治元年十二月十八日寺僧等連署して法陸寺政所の裁許を稟請せるものなり、政所は任申狀之旨免除之花押として之を許せること卷首に明かなり、古麻田の地は第一文書に平群郡八條八里十坪横路北側に在りと云ひ、第二文書にては、在上宮王院御領平群郡八條八里十坪横路北側三段と云ひ、同じ土地ながら天治元年には上宮王院御領と注せられたるは、延久六年二月僧澄千が、此地を長深より買得してより、事の此に及べるか、澄千が林覺と共に此地の所得を以て、聖靈會興隆の用途に充てんと企てしの因由、甚だ遠きに在りしを想ふべきなり。



食 墻 特 國 天 立 像

卷之三



三 保立天國持爐掌食



七 樂立夫國持搗 空食



香爐山圖

天長增福堂



食堂增長天立像



◎ 悅童天長財福一堂寶



像立天日廣攝食

香齋



明 像 立 天 日 廣 墻 堂 食





北魏
陶立人

北魏陶立人



9. 深坐者侍女像
唐開光模印
塔重五



一 僧坐及僧坐于優迦乾闍 塔重五

下留可

一旅宿便道之客也

右件品移花之經明是仍係毛
門密贊物才了已能也可作一序

庚午年十二月廿六日

卷下書文奇錄法

住持人

法陰寺僧奇解 申請政可 裁革

請移殊家 墓義載无聖靈會左石樂人等三人三國度利潤充田三度起

在上官玉院所領平羅縣八宗八十件橫路北劍三枝 字右麻田

狀

右謹檢事情件樂人折道先田訴申元首本光殿道銀錢前日中
一度亡殘苦立會日夕并其晚朝三个皮有溫殿無折道但
今尚先田者三枝也於可用者八十人色衆十人可司冊於人左右
樂人并百世余人先田銀錢兩之二上僅一度各可令減不三

不可稱計更彼樂人寺懷攀緣較疎略目茲林覺先師墮平
立呼以古麻田三吸地利彼樂人漏析可寄之由雖封金仁不
遂素懷虛已可以者非本寺長史院家可領惟退在復
不就義竟申請但假行法者捕院家興隆佛事會日嚴
此特寺家眾寺不申請彼行先首期何時哉乞情具載任申代
令哉先詒者特不聖靈威嚴殊奉初所寶善矣仍注在疾辭

天治元年十二月十八日維那法師覺

僧

覺



卷下書文子隆法

一

卷之三

百
集
大
成
之
書
卷
之
一
上

西漢書文考略

譜解

申賈之嘗相傳領掌作手四事

臂百步周率文能

臂百步周率文能

合參假者

臂百步周率文能

臂百步周率文能

在平群歌八余八里小坪橫路北側

字古麻田

右許曰僧長深先祖相傳作手也而浓有要用限直

指歸拾便近所与高賓承平作手僧澄子如件仍

注故卷文从解

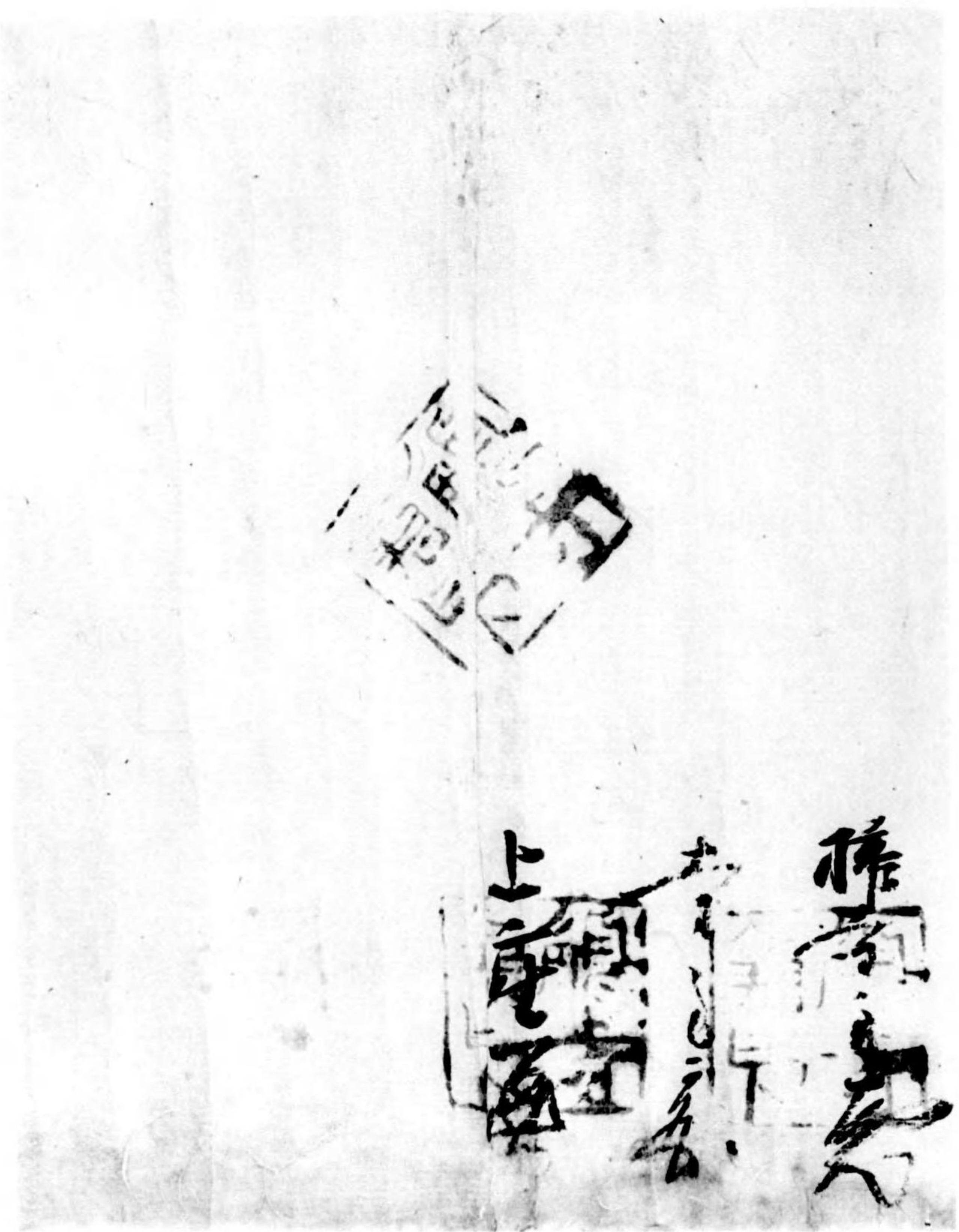
延祐六年二月十三日五師刑

仲同書

可人書

仲同書

仲同書



七四 巻下書文吉降法

大正五年五月廿六日印刷

大正五年五月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
印 刷 者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
發 行 所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨 彩 堂

終

